証券コード4008
平成26年６月10日

株　主　各　位

兵庫県加古郡播磨町宮西346番地の１
住友精化株式会社
社　長　上　田　雄　介

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、次頁の案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成26年６月27日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　兵庫県加古郡播磨町宮西346番地の１　当社本店
3. **目的事項**

報告事項
(1) 第101期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第101期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

（お願い）　**当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。**

（お知らせ）
- **本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.sumitomoseika.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。**
- **株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（http://www.sumitomoseika.co.jp/）において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。**

【議決権行使についてのご案内】

１．議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年６月26日（木曜日）午後５時までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

２．インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使していただくためには、次のシステム環境が必要です。

①パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer6.0以上を使用できること。

②携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください)。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。また、ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

(1) 議決権行使サイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って平成26年６月26日（木曜日）午後５時までに議案に対する賛否をご登録ください。
(2) インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合（パソコンと携帯電話で重複してなされた場合を含む）は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
(3) 議決権行使書郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
(4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問合せくださいますようお願い申しあげます。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル　0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）
＜その他のご照会＞　0120-782-031（受付時間 9:00～17:00土日休日を除く）

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社（株式会社ＩＣＪ）が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

（添　付　書　類）

事　　業　　報　　告

（平成25年４月１日から
平成26年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

　当期のわが国経済は、政府と日銀による財政・金融政策によってもたらされた円高の修正や株価の上昇などを通じて、企業業績や個人消費に持ち直しの傾向が見られましたが、海外では欧米先進国経済が一定の回復傾向を示した一方で、新興国における成長率の鈍化傾向が顕在化していることなどにより、景気回復の足取りには不確かさが残る状況が続きました。

　このような状況のもとで、当期の当社グループの売上高は949億1千1百万円（前期比34.5％増)、営業利益は80億5千6百万円（前期比92.6％増)、経常利益は88億1千5百万円(前期比87.9％増)、当期純利益は56億5千6百万円（前期比81.2％増）と、前期比増収増益となりました。

　なお、平成26年３月期より、当社グループの業績をより適切に管理・開示するために、一部の海外連結子会社の会計年度の終了日を12月31日から連結会計年度と同じ３月31日に変更したことに伴い、当期には、当該子会社の平成25年１月１日から平成26年３月31日までの15ヶ月間の実績を連結しました。

　当期の期末配当は、1株につき10円とさせていただきます。これにより、中間配当（1株につき5円）を含めました当期の年間配当は、１株につき15円となります。

　事業別の状況は、次のとおりであります。

【化学品事業】

　当事業では、売上高は191億8千5百万円（前期比12.7％増)、営業損益は前期比で2億1千6百万円改善し、8千3百万円の損失となりました。これは、精密化学製品の販売は減少しましたが、水溶性ポリマー製品および微粒子ポリマー製品の販売が増加したことなどによるものです。

【吸水性樹脂事業】
当事業では、売上高は632億9千3百万円（前期比54.2％増）、営業利益は74億1千万円（前期比103.3％増）となりました。なお、決算期を変更した海外連結子会社の平成25年１月から３月までの実績を除きますと、売上高は584億7千6百万円（前期比42.4％増）、営業利益は68億3千9百万円（前期比87.6％増）となります。これは、平成25年１月に稼動を開始した姫路工場の増強設備が通期で寄与したことと、前期と比較して為替レートが円安方向に推移したことなどによるものです。

【ガス・エンジニアリング事業】
当事業では、売上高は124億3千3百万円（前期比0.7％減）、営業利益は7億1千8百万円（前期比16.4％減）となりました。これは、国内需要の低迷によるガス発生装置の販売減少に加え、エレクトロニクスガスの価格競争が激化したことなどによるものです。

(2) 設備投資の状況
当期における設備投資の総額は、93億4千6百万円となりました。また、当期に完成および建設中の主な設備は、それぞれフランスと姫路における高吸水性樹脂製造設備（増強、吸水性樹脂）であります。

(3) 資金調達の状況
当期に、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題
今後の経済動向は、わが国ではデフレ脱却を目指した政府・日銀による金融緩和の効果が、行財政改革の推進による成長戦略効果の発現まで継続し、景気の好循環を実現できるかが未だ不透明です。また、海外では米国の金融緩和縮小プロセスへの懸念や、新興国での金融および財政における不安定さに加え、地政学的リスクも現出するなど、依然として先行きが不確かな状況が続くと予想されます。
このような状況において、当社グループは、中期経営計画「ＳＥＩＫＡ　ＰＬＡＮ　２０１５」の課題達成に取り組むとともに、既存製品の拡販とコストダウン、ならびに原燃料価格に見合った売価是正等により、収益の確保に努めてまいりたいと存じます。

事業別の課題および取組みについては次のとおりであります。

【化学品事業】

当事業では、精密化学製品の製造設備に係る減損損失を計上したことを受けて、より一層、得意技術である有機硫黄合成の更なる深化と顧客ニーズの融合をはかり、機能製品や医薬製品の新製品開発をスピードアップすることで事業構造の改善を進め、黒字体質の維持・向上をはかります。また、水溶性ポリマー、微粒子ポリマーでは多様化する顧客ニーズを的確に捉え、グローバル展開を促進し、収益基盤の強化に努めてまいります。

【吸水性樹脂事業】

当事業では、建設中の新設備および次期増設を計画どおり完成させ、事業規模の拡大を進めるとともに、顧客ニーズにこたえる高性能製品の開発とテクニカルサービスにも注力して、事業規模の拡大と収益基盤の強化に努めてまいります。

【ガス・エンジニアリング事業】

当事業では、エレクトロニクスガスの日本・韓国・台湾・中国の４拠点の連携を強化し、アジアでの事業拡大を進めてまいります。また、エンジニアリングでは、省エネルギーや環境負荷の低減に貢献するＰＳＡ方式ガス発生装置、炭酸ガスや希ガスの回収精製装置の開発と拡販に注力してまいります。

当社グループは社会との共存共栄を基本方針として、化学の分野で世界に通じる独創的な技術を開発し、特色ある、質の高い製品を国内外に供給することにより、社会に貢献してまいります。また、コンプライアンス、内部統制システムの充実、製品の品質維持・向上、環境の保護と安全の確保に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　　分	第98期 (平成23年３月期)	第99期 (平成24年３月期)	第100期 (平成25年３月期)	第101期 (平成26年３月期) (当期)
売　上　高(百万円)	64,672	68,194	70,591	94,911
経常利益(百万円)	5,108	4,062	4,692	8,815
当期純利益(百万円)	3,232	2,090	3,121	5,656
１株当たり当期純利益	46円87銭	30円32銭	45円26銭	82円02銭
純　資　産(百万円)	33,819	34,451	38,900	47,866
総　資　産(百万円)	68,518	73,255	85,594	95,050

② 当社の財産および損益の状況の推移

区　　　分	第98期 (平成23年３月期)	第99期 (平成24年３月期)	第100期 (平成25年３月期)	第101期 (平成26年３月期) (当期)
売　上　高(百万円)	47,337	49,383	51,665	62,950
経常利益(百万円)	3,025	3,410	3,672	7,330
当期純利益(百万円)	1,635	1,923	2,703	5,044
１株当たり当期純利益	23円71銭	27円88銭	39円21銭	73円14銭
純　資　産(百万円)	30,554	31,793	33,894	38,413
総　資　産(百万円)	61,083	66,962	77,906	76,163

(6) 主要な事業内容（平成26年３月31日現在）

事業区分	主　　要　　製　　品
化学品事業	工業薬品、医薬製品、水溶性ポリマー、微粒子ポリマー、機能製品等
吸水性樹脂事業	高吸水性樹脂
ガス・エンジニアリング事業	医療用ガス、ケミカルガス、標準ガス、エレクトロニクスガス、酸素・窒素・水素等のガス発生装置（ＰＳＡ方式)、一般化工機等

(7) 主要な事業所（平成26年３月31日現在）

①　当社

本　　　社	大阪、東京
営　業　所	大阪、東京
工　　　場	別府(べふ)工場（兵庫)、姫路工場、千葉工場
研　究　所	精密化学品研究所（兵庫)、吸水性樹脂研究所（兵庫)、機能化学品研究所（兵庫)、ファインガスシステム研究所（兵庫)

②　重要な子会社

国　　　内	セイカテクノサービス株式会社（兵庫) セイカエンジニアリング株式会社（兵庫)	
海　　　外	ベルギー	スミトモ　セイカ　ヨーロッパ S.A./N.V.
	シンガポール	スミトモ　セイカ　シンガポール　プライベート　リミテッド
	韓国	住精ケミカル株式会社
	中国	住精科技（揚州）有限公司
	台湾	台湾住精科技（股）有限公司
	シンガポール	スミトモ　セイカ　アジア　パシフィック　プライベート　リミテッド
	中国	住友精化貿易（上海）有限公司
	アメリカ	スミトモ　セイカ　アメリカ　インコーポレーテッド

(8) 従業員の状況（平成26年３月31日現在）

①　企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,117名	＋13名

（注）企業集団外への出向者は除いております。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
869名	＋10名	37.8歳	16.6年

（注）出向者は除いております。

(9) 主要な借入先（平成26年３月31日現在）

借　　入　　先	借入額（残高）
	百万円
株式会社三井住友銀行	7,278
三井住友信託銀行株式会社	2,533
農林中央金庫	2,533
株式会社日本政策投資銀行	2,500

(10) 重要な子会社の状況（平成26年３月31日現在）

会　　社　　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
		%	
スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.	千ユーロ 64,885	100.00	高吸水性樹脂・化学品等の販売
スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド	千シンガポールドル 43,013	80.00	高吸水性樹脂の製造
住精ケミカル株式会社	百万ウォン 20,782	100.00	エレクトロニクスガスの製造・販売
住精科技（揚州）有限公司	百万円 1,200	100.00	エレクトロニクスガスの製造
台湾住精科技（股）有限公司	百万台湾ドル 220	100.00	エレクトロニクスガスの製造・販売
スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド	千米ドル 800	100.00	高吸水性樹脂・化学品等の販売
住友精化貿易（上海）有限公司	百万円 80	100.00	高吸水性樹脂・ガス製品等の販売
セイカテクノサービス株式会社	百万円 50	100.00	各種サービス業務
セイカエンジニアリング株式会社	百万円 45	100.00	各種化学装置の製作
スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッド	千米ドル 300	100.00	高吸水性樹脂・化学品等の販売

２．会社の株式に関する事項（平成26年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数** 200,000,000株

(2) **発行済株式の総数** 69,864,854株

(3) **株主数** 6,662名

(4) **大株主（上位10名）**

株　主　名	持株数	持株比率
	千株	%
住友化学株式会社	20,978	30.42
株式会社三井住友銀行	2,800	4.06
三井住友信託銀行株式会社	2,417	3.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,626	2.36
三井住友海上火災保険株式会社	1,600	2.32
住友生命保険相互会社	1,551	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,167	1.69
多木化学株式会社	1,032	1.50
住友精化社員持株会	866	1.26
日本証券金融株式会社	840	1.22

(注) 当社は自己株式(898,396株)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項（平成26年３月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員を兼務)	上　田　雄　介	
代表取締役 (常務執行役員を兼務)	足　立　巳津二	知的財産、ＲＣ、品質保証、エンジニアリング統括、技術室長
取締役 (常務執行役員を兼務)	廣　野　泰　三	総務人事、内部監査、物流購買統括
取締役 (常務執行役員を兼務)	河　本　二　郎	情報システム統括、経理企画室長
取締役 (常務執行役員を兼務)	山　本　恭　史	吸水性樹脂部門統括
取締役 (常務執行役員を兼務)	宮　竹　賢　一	精密化学品部門、機能化学品部門統括
取締役 (執行役員を兼務)	村　瀬　繁　樹	ガス部門統括
取締役	羽多野　憲　一	住友化学株式会社　顧問
取締役	勝　木　保　美	勝木公認会計士事務所　公認会計士、西日本旅客鉄道株式会社　社外監査役、サカタインクス株式会社　社外監査役
監査役(常勤)	辻　谷　敏　秀	
監査役	赤　坂　貴　夫	住友化学株式会社　監査役
監査役	岡　村　一　美	
監査役	三　浦　州　夫	弁護士、河本・三浦法律事務所　代表、旭情報サービス株式会社　社外監査役

(注) 1. 取締役のうち羽多野憲一および勝木保美の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち赤坂貴夫、岡村一美および三浦州夫の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役勝木保美および監査役三浦州夫の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 宮竹賢一、村瀬繁樹、羽多野憲一および勝木保美の４氏は、平成25年６月27日開催の第100回定時株主総会におきまして、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
5. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏　　名	退任時の担当および重要な兼職の状況
取締役	亀　井　康　夫	

(平成25年６月27日付で任期満了により退任)

(2) 取締役および監査役の員数および報酬等の総額

区　　分	員　　数	支　給　額
取締役	10名	257百万円
監査役	４名	31百万円
合　計	14名	288百万円

(注)1. 株主総会の決議による取締役の報酬額は年額３億６千万円以内(うち社外取締役分１千万円以内)、監査役の報酬額は年額６千万円以内であります（平成19年６月28日開催の第94回定時株主総会決議)。
2. 上記の取締役の員数および支給額には、平成25年６月27日開催の第100回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

(ご参考)執行役員（取締役兼務者を除く）は、次のとおりであります。

(平成26年３月31日現在)

地　　位	氏　　名	担　　当
常務執行役員	荒　木　英　一	精密化学品部門担当
執　行　役　員	長　田　　　学	知的財産、品質保証担当、ＲＣ室長
執　行　役　員	五　田　　　博	精密化学品研究所長
執　行　役　員	白　井　秀　樹	機能化学品事業部長
執　行　役　員	辻　　　安　彦	吸水性樹脂事業部長兼吸水性樹脂事業部営業部長
執　行　役　員	濱　谷　和　弘	総務人事室長

(3) 社外役員の状況

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、10頁に記載のとおりであります。

社外取締役羽多野憲一氏の兼職先である住友化学株式会社は、当社の主要仕入先であり、当社発行済株式の総数の30.03%を保有する大株主であります。

社外取締役勝木保美および社外監査役三浦州夫の両氏の各々の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	羽多野　憲　一	取締役就任後に開催の取締役会に出席し（13回のうち13回)、主に経営全般について豊富な経験から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っております。
取締役	勝　木　保　美	取締役就任後に開催の取締役会に出席し（13回のうち12回)、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っております。
監査役	赤　坂　貴　夫	当期開催の取締役会および監査役会に出席し（取締役会17回のうち14回、監査役会19回のうち16回)、当社内部統制システム等に関し、客観的、公正な観点から、必要に応じ発言を行っております。
監査役	岡　村　一　美	当期開催の取締役会および監査役会に出席し（取締役会17回のうち17回、監査役会19回のうち19回)、当社内部統制システム等に関し、客観的、公正な観点から、必要に応じ発言を行っております。
監査役	三　浦　州　夫	当期開催の取締役会および監査役会に出席し（取締役会17回のうち16回、監査役会19回のうち17回)、当社内部統制システム等に関し、客観的、公正な観点から、また、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

④ 社外役員の員数および報酬等の総額

	員　数	報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額	名 6	百万円 15

（注）上記の社外役員の員数および報酬等の総額には、平成25年６月27日開催の第100回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

４．会計監査人に関する事項（平成26年３月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

内　容	支　払　額
報酬等の額	37百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である海外子会社における決算業務早期化の取り組みに対する指導・助言業務を委託いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性、その職務の遂行状況等に鑑み、会計監査人が継続して職務を遂行することに関し重大な疑義が生じた場合には、会社法第344条に定める手続に従い、会計監査人の解任または不再任につき、株主総会に付議する方針です。

５．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制につき、次のとおり決議しております。

(1) 基本的考え方

当社は、社会との共存共栄を基本方針とし、化学の分野で世界に通じる独創的な技術を開発し、特色のある質の高い製品を国内外へ供給することにより、社会の発展に貢献することを経営の基本方針として、法令等の遵守（コンプライアンス)、品質保証と環境安全を重点課題として事業活動を行う。これら課題の達成のために内部統制システムを整備する。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法令および定款に基づき、会社の機関として、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

② 取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を負う。取締役会は、取締役会において決定した「内部統制システム」に関する基本方針に従い、取締役が適切に「内部統制システム」を構築し、それを運用しているかを監督する義務を負う。

③ 取締役は、使用人が行う業務の適正、有効性を検証するため、内部監査部門を設置するとともに、重要な損失の危険（リスク）のある業務、部署またはシステム等については、特別な管理または監査を行うための対策を講ずる。さらに、監査役、会計監査人、内部監査部門等の監査による指摘事項に対しては、被監査部門等において一定期間内に適切な改善策をとることとする。

④ 取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。

(3) その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制

「内部統制システム」に関する基本方針に基づき、当社内部統制システムを統括するため、内部統制委員会を置くとともに、下記事項を推進する。

① 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
当社は、文書（電磁的方法により記録したものを含む）の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存および管理する。

② リスク管理に関する規程その他体制
1) 当社は、当社の経営上のリスクの評価および未然防止対策、緊急事態の把握、当社経営に対する影響の最小化を定めた規程を整備する。
2) 当社は、リスクマネジメントについて、当社経営（子会社を含む）におけるリスクの把握、その当社経営に及ぼす影響度、重要性およびその回避策等を審議する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、各取締役および各執行役員の分掌業務を十分確認したうえで、職務分掌および指揮命令に関する規程に基づく効率的な業務執行（電子化を含む）を行う

とともに、経営情報システムを構築して、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。

④ 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、使用人によるコンプライアンスの体制確立、法令違反行為の予防、法令違反行為が発見された場合における対処方法および是正措置を実施するため、規程、組織および制度を整備する。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団（企業グループ）における業務の適正を確保するための体制
当社は、連結子会社等グループ会社との人事交流、情報交換をはじめ子会社との連携体制の確立、ならびにグループ全体としてのリスク管理体制およびコンプライアンス体制について、規程および制度を整備する。

⑥ 反社会的勢力の排除に向けた体制
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が十分な監査を行うために必要な体制を要望した場合には、取締役は当該体制を整備する。

② 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1) 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役へ報告を行う。
2) 取締役は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果について、監査役へ報告を行う。

③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深める。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元をはじめとした剰余金の配当等を機動的に実施するため、定款により剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

当社は、剰余金の配当に関しては、株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、各期の収益状況をベースに、安定的な配当実施および今後の事業展開に備えるための内部留保などを勘案して決定することを基本としております。

また、内部留保につきましては、業績の向上と経営基盤の強化につながる生産体制拡充、コスト競争力の強化および市場ニーズに対応した製品の研究開発に投資してまいります。

（注）本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

（平成26年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　　目	金　　額	科　　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**49,654**	**流動負債**	**30,151**
現金及び預金	9,809	買掛金	12,101
受取手形及び売掛金	23,084	短期借入金	6,871
商品及び製品	10,057	1年内返済予定の長期借入金	4,299
仕掛品	601	リース債務	101
原材料及び貯蔵品	2,408	未払法人税等	2,804
繰延税金資産	1,198	賞与引当金	730
その他	2,505	役員賞与引当金	49
貸倒引当金	△9	その他	3,194
固定資産	**45,395**	**固定負債**	**17,031**
有形固定資産	**40,833**	長期借入金	15,060
建物及び構築物	9,619	リース債務	222
機械装置及び運搬具	14,809	繰延税金負債	74
土地	3,099	退職給付に係る負債	1,673
リース資産	9,311	**負債合計**	**47,183**
建設仮勘定	2,441	（純資産の部）	
その他	1,551	**株主資本**	**43,218**
無形固定資産	**981**	**資本金**	**9,698**
ソフトウェア	902	**資本剰余金**	**7,539**
その他	78	**利益剰余金**	**26,237**
投資その他の資産	**3,580**	**自己株式**	**△256**
投資有価証券	1,234	**その他の包括利益累計額**	**2,880**
繰延税金資産	1,690	**その他有価証券評価差額金**	**395**
その他	666	**為替換算調整勘定**	**2,864**
貸倒引当金	△10	**退職給付に係る調整累計額**	**△380**
		少数株主持分	**1,768**
		純資産合計	**47,866**
資産合計	**95,050**	**負債・純資産合計**	**95,050**

連結損益計算書

（平成25年４月１日から
平成26年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		94,911
売上原価		73,930
売上総利益		20,981
販売費及び一般管理費		12,925
営業利益		**8,056**
営業外収益		
受取利息及び配当金	85	
為替差益	866	
その他	120	1,072
営業外費用		
支払利息	290	
その他	22	312
経常利益		**8,815**
特別利益		
受取保険金	484	
受取補償金	800	
その他	35	1,320
特別損失		
固定資産除却損	230	
投資有価証券評価損	197	
減損損失	1,243	1,671
税金等調整前当期純利益		**8,465**
法人税、住民税及び事業税	3,028	
法人税等調整額	△693	2,335
少数株主損益調整前当期純利益		**6,129**
少数株主利益		473
当期純利益		**5,656**

連結株主資本等変動計算書

(平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで)

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,698	7,539	21,270	△254	38,253
当期中の変動額					
剰余金の配当	―	―	△689	―	△689
当期純利益	―	―	5,656	―	5,656
自己株式の取得	―	―	―	△1	△1
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	―	―	―	―	―
当期中の変動額合計	―	―	4,966	△1	4,964
当期末残高	9,698	7,539	26,237	△256	43,218

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	225	△963	―	△738	1,385	38,900
当期中の変動額						
剰余金の配当	―	―	―	―	―	△689
当期純利益	―	―	―	―	―	5,656
自己株式の取得	―	―	―	―	―	△1
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	170	3,828	△380	3,618	383	4,001
当期中の変動額合計	170	3,828	△380	3,618	383	8,966
当期末残高	395	2,864	△380	2,880	1,768	47,866

貸借対照表

(平成26年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**31,424**	**流動負債**	**21,618**
現金・預金	1,578	買掛金	9,295
受取手形	56	短期借入金	2,250
売掛金	17,351	1年内返済予定の長期借入金	4,299
商品及び製品	7,208	リース債務	1
仕掛品	346	未払金	1,461
原材料及び貯蔵品	2,127	未払費用	259
前渡金	96	未払法人税等	2,253
前払費用	97	前受金	52
繰延税金資産	612	預り金	1,008
短期貸付金	165	賞与引当金	668
未収入金	1,026	役員賞与引当金	49
その他	763	その他	18
貸倒引当金	△4	**固定負債**	**16,131**
固定資産	**44,739**	長期借入金	14,579
有形固定資産	**25,971**	退職給付引当金	1,552
建物	5,249	**負債合計**	**37,750**
構築物	2,773	(純資産の部)	
機械装置	12,478	**株主資本**	**38,039**
車両運搬具	9	**資本金**	**9,698**
工具器具備品	1,107	**資本剰余金**	**7,539**
土地	3,099	資本準備金	7,539
リース資産	1	**利益剰余金**	**21,059**
建設仮勘定	1,251	利益準備金	773
無形固定資産	**894**	その他利益剰余金	20,286
ソフトウェア	890	特別償却準備金	102
その他	4	固定資産圧縮積立金	48
投資その他の資産	**17,872**	別途積立金	10,500
投資有価証券	1,139	繰越利益剰余金	9,635
関係会社株式	12,551	**自己株式**	**△256**
関係会社出資金	1,280	**評価・換算差額等**	**373**
長期貸付金	573	**その他有価証券評価差額金**	**373**
長期前払費用	234		
前払年金費用	505		
繰延税金資産	1,459		
その他	139		
貸倒引当金	△10	**純資産合計**	**38,413**
資産合計	**76,163**	**負債・純資産合計**	**76,163**

損 益 計 算 書

（平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		62,950
売上原価		48,109
売上総利益		14,841
販売費及び一般管理費		9,717
営業利益		**5,123**
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	1,702	
為替差益	668	
その他	90	2,469
営業外費用		
支払利息	248	
その他	13	262
経常利益		**7,330**
特別利益		
投資有価証券売却益	7	
受取保険金	484	
受取補償金	800	1,292
特別損失		
固定資産除却損	227	
投資有価証券評価損	197	
減損損失	1,243	1,669
税引前当期純利益		**6,954**
法人税、住民税及び事業税	2,447	
法人税等調整額	△537	1,909
当期純利益		**5,044**

株主資本等変動計算書

（平成25年４月１日から
平成26年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金（※）	利益剰余金合計				
当期首残高	9,698	7,539	773	15,931	16,704	△254	33,686	207	33,894
当期中の変動額									
剰余金の配当	―	―	―	△689	△689	―	△689	―	△689
当期純利益	―	―	―	5,044	5,044	―	5,044	―	5,044
自己株式の取得	―	―	―	―	―	△1	△1	―	△1
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	―	―	―	―	―	―	―	166	166
当期中の変動額合計	―	―	―	4,354	4,354	△1	4,353	166	4,519
当期末残高	9,698	7,539	773	20,286	21,059	△256	38,039	373	38,413

（※）その他利益剰余金の内訳　（単位：百万円）

	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	163	50	10,500	5,217	15,931
当期中の変動額					
剰余金の配当	―	―	―	△689	△689
特別償却準備金の積立	2	―	―	△2	―
特別償却準備金の取崩	△63	―	―	63	―
固定資産圧縮積立金の積立	―	0	―	△0	―
固定資産圧縮積立金の取崩	―	△2	―	2	―
当期純利益	―	―	―	5,044	5,044
当期中の変動額合計	△61	△2	―	4,418	4,354
当期末残高	102	48	10,500	9,635	20,286

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年５月７日

住友精化株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮林利朗　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小野友之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、住友精化株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友精化株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年５月７日

住 友 精 化 株 式 会 社
　取 締 役 会　御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮 林 利 朗 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小 野 友 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、住友精化株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、調査いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成26年５月８日

住友精化株式会社 監査役会

監査役(常勤) 辻谷敏秀 ㊞

社外監査役 赤坂貴夫 ㊞

社外監査役 岡村一美 ㊞

社外監査役 三浦州夫 ㊞

以上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役９名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（９名）は任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	上田雄介（うえだ ゆうすけ） 昭和25年８月25日生	昭和49年４月　住友化学工業株式会社入社 平成15年６月　同社執行役員 平成18年６月　同社常務執行役員 平成20年６月　同社取締役常務執行役員 当社取締役 平成21年３月　当社社長 社長執行役員 現在に至る	34,000株
2	足立巳津二（あだち みつじ） 昭和28年４月25日生	昭和51年４月　当社入社 平成17年６月　取締役 平成20年６月　取締役退任 執行役員 平成21年６月　常務執行役員 平成23年６月　取締役常務執行役員技術室長委嘱 （知的財産、ＲＣ、品質保証、エンジニアリング統括） 現在に至る	22,000株
3	廣野泰三（ひろの たいぞう） 昭和24年７月30日生	昭和49年４月　当社入社 平成20年６月　執行役員 平成21年６月　取締役執行役員 平成23年６月　取締役常務執行役員 （総務人事、内部監査、物流購買統括） 現在に至る	27,000株
4	河本二郎（かわもと じろう） 昭和26年５月18日生	昭和50年４月　住友化学工業株式会社入社 平成21年６月　当社執行役員 平成23年６月　取締役執行役員 平成24年６月　取締役常務執行役員 平成24年８月　取締役常務執行役員経理企画室長委嘱 （情報システム統括） 現在に至る	19,000株

候補者番　号	氏　　名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	山本恭史（やまもときょうし） 昭和27年６月６日生	昭和51年４月　当社入社 平成20年６月　執行役員 平成23年６月　取締役執行役員 平成25年６月　取締役常務執行役員 （吸水性樹脂部門統括） 現在に至る	21,000株
6	宮竹賢一（みやたけけんいち） 昭和27年11月４日生	昭和50年４月　住友化学工業株式会社入社 平成25年１月　当社入社 平成25年３月　常務執行役員 平成25年６月　取締役常務執行役員 （精密化学品部門、機能化学品部門統括） 現在に至る	16,000株
7	村瀬繁樹（むらせしげき） 昭和28年12月29日生	昭和51年４月　当社入社 平成23年６月　執行役員 平成25年６月　取締役執行役員 （ガス部門統括） 現在に至る	20,000株
8	羽多野憲一（はたのけんいち） 昭和22年12月28日生	昭和41年３月　住友化学工業株式会社入社 平成17年６月　同社執行役員 平成19年10月　同社常務執行役員 平成21年６月　同社代表取締役常務執行役員 平成22年４月　同社代表取締役専務執行役員 平成25年４月　同社取締役 平成25年６月　同社顧問 現在に至る 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 住友化学株式会社顧問	0株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
9	勝木保美（かつきやすみ） 昭和22年11月29日生	昭和48年10月　監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社 昭和52年９月　公認会計士登録 平成７年８月　朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員 平成９年６月　同監査法人大阪事務所執行理事 平成13年５月　同監査法人専務理事大阪事務所長 平成18年５月　あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）本部理事 平成22年６月　同監査法人退職 平成22年７月　勝木公認会計士事務所開設 現在に至る 平成23年６月　西日本旅客鉄道株式会社社外監査役 現在に至る サカタインクス株式会社社外監査役 現在に至る 平成25年６月　当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 勝木公認会計士事務所公認会計士 西日本旅客鉄道株式会社社外監査役 サカタインクス株式会社社外監査役	0株

(注)1. 住友化学工業株式会社は、平成16年10月住友化学株式会社に商号を変更いたしました。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. (　) 内は、当社における現在の担当を表示しております。
4. 羽多野憲一および勝木保美の両氏は、社外取締役候補者であります。
また、当社は、勝木保美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、平成21年６月まで当社の会計監査人であるあずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）の業務執行社員として当社の監査を行っておりましたが、平成22年６月に同監査法人を退職しております。
5. 羽多野憲一氏につきましては、経営についての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、当社の主要仕入先である住友化学株式会社の顧問であり、同社から報酬を受けております。また、過去５年間に同社の業務執行者でありました。
6. 勝木保美氏につきましては、公認会計士としての豊富な専門的知識・経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として長年の経験を有しているため、その専門的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
7. 羽多野憲一および勝木保美の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ１年となります。
8. 羽多野憲一および勝木保美の各氏と当社との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役三浦州夫氏は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
三浦州夫（みうらくにお） 昭和28年２月13日生	昭和54年４月　裁判官任官 昭和63年３月　裁判官退官 昭和63年４月　弁護士登録 　清木尚芳法律事務所勤務 平成９年４月　河本・三浦法律事務所設立 　現在に至る 平成15年６月　ヤマハ株式会社社外監査役 平成20年６月　旭情報サービス株式会社社外監査役 　現在に至る 平成22年６月　当社監査役 　現在に至る 重要な兼職の状況 　弁護士、河本・三浦法律事務所代表 　旭情報サービス株式会社社外監査役	0株

（注）1. 三浦州夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 三浦州夫氏は、社外監査役候補者であります。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 三浦州夫氏につきましては、長年の裁判官および弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、裁判官および弁護士として長年の経験を有しているため、その専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

4. 三浦州夫氏と当社との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額であります。

5. 三浦州夫氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年となります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、その選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
大嶋　匡（おおしま　ただし） 昭和18年９月３日生	昭和47年４月　弁護士登録 昭和61年２月　大嶋匡法律事務所設立 現在に至る 平成18年６月　当社補欠監査役 現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士、大嶋匡法律事務所代表	0株

（注）1. 大嶋匡氏は、当社顧問弁護士であります。

2. 大嶋匡氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏につきましては、長年の弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を当社の監査体制にいかしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として長年の経験を有しているため、その専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

3. 大嶋匡氏の監査役就任は、社外監査役の員数を欠いたことを条件とし、その補欠監査役としての選任決議の有効期間は、現行定款第24条第２項の規定に基づき、決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。なお、就任後の任期は補欠の対象となった社外監査役の残任期間となります。

4. 大嶋匡氏が選任されたのち、同氏が監査役に就任した場合、同氏と当社との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

（兵庫県加古郡播磨町宮西346番地の１
住 友 精 化 株 式 会 社
電　話 (079)437-2101）